

本招集通知の使い方

本招集通知はインタラクティブ機能付PDFを用いて編集しております。ページ間を移動しやすいよう、各ページの上部にナビゲーションとカテゴリータブ、左側にページタブを設けています。

ナビゲーションボタン



クリックすると、表紙へ移動します。



クリックすると、1ページ進みます。



クリックすると、1ページ戻ります。

チャプター



クリックすると、各チャプターの冒頭ページに移動します。

インデックス

クリックすると、 第108期事業報告
計算書類
個別注記表
該当のページに移動します。

電子提供措置の開始日 2024年5月29日

第108期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

松井証券株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有しているストック・オプションとして発行した新株予約権の状況

■松井証券株式会社第6回新株予約権（割当日2019年7月10日）

発 行 決 議 の 日	2019年6月23日
保 有 者 数	取締役（社外取締役を除く）5名
新 株 予 約 権 の 数	328個
目的である株式の種類及び数	普通株式 32,800株（1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2022年7月11日から2025年7月10日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ア.2019年7月11日から2022年7月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 イ.2022年7月11日から2023年7月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。 ウ.2023年7月12日から2024年7月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。 エ.2024年7月12日から2025年7月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

- ・ 第108期事業報告
- ・ 計算書類
 - 個別注記表



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

■松井証券株式会社第7回新株予約権（割当日2020年8月17日）

発 行 決 議 の 日	2020年7月27日
保 有 者 数	取締役（社外取締役を除く）8名
新 株 予 約 権 の 数	1,042個
目的である株式の種類及び数	普通株式 104,200株（1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2023年8月18日から2026年8月17日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ア.2020年8月18日から2023年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 イ.2023年8月18日から2024年8月18日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。 ウ.2024年8月19日から2025年8月18日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。 エ.2025年8月19日から2026年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

■松井証券株式会社第8回新株予約権（割当日2021年7月28日）

発 行 決 議 の 日	2021年7月13日
保 有 者 数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名
新 株 予 約 権 の 数	1,530個
目的である株式の種類及び数	普通株式 153,000株（1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2024年7月29日から2027年7月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ア.2021年7月29日から2024年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 イ.2024年7月29日から2025年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。 ウ.2025年7月29日から2026年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。 エ.2026年7月29日から2027年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

■松井証券株式会社第9回新株予約権（割当日2022年7月28日）

発 行 決 議 の 日	2022年7月12日
保 有 者 数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名
新 株 予 約 権 の 数	1,916個
目的である株式の種類及び数	普通株式 191,600株（1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2025年7月29日から2028年7月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ア.2022年7月29日から2025年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 イ.2025年7月29日から2026年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。 ウ.2026年7月29日から2027年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。 エ.2027年7月29日から2028年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

■松井証券株式会社第10回新株予約権（割当日2023年7月28日）

発 行 決 議 の 日	2023年7月11日
保 有 者 数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名
新 株 予 約 権 の 数	1,848個
目的である株式の種類及び数	普通株式 184,800株（1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2026年7月29日から2029年7月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ア.2023年7月29日から2026年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 イ.2026年7月29日から2027年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。 ウ.2027年7月29日から2028年7月28日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。 エ.2028年7月29日から2029年7月28日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が法令及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定するほか、社内規程を常時閲覧可能な状態で備え置く。同マニュアル及び社内規程は法令及び定款の改正等に伴い、随時見直しを行う。
2. 取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則って職務執行を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、毅然たる態度で対応する。
3. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
4. 取締役は、取締役会を定時又は臨時に開催して、その職務の執行が法令及び定款に適合するよう、相互に監視する。
5. 監査等委員会は、監査機能の一翼を担い、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行状況を監査する。
6. 業務執行取締役1名を内部管理統括責任者として定め、同責任者の指揮下にコンプライアンス担当部署を設置する。
7. 各営業単位に営業責任者と内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守の徹底を図る。
8. コンプライアンス担当部署は、職務執行の適正性を確認する。また、弁護士等の専門家と緊密な連携を保ち、業務の適正性を確保する。
9. 定期的な内部監査の実施により、職務執行状況を検証し、問題点を改善する。
10. 独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を設け、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努める。
11. 積極的に経営状況を開示し、外部関係者の監視の目に晒すことで、緊張感ある経営を維持する。
12. 使用人の不正行為については、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿等、稟議書類その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する個別の社内規程に基づき適切に保存、管理（廃棄を含む。）する。
2. 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティスタンダードに基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
3. 取締役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保している。
4. 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者として業務執行取締役1名を情報セキュリティ委員長に選任し、その指揮下に情報セキュリティ委員会を設置する。
5. 情報セキュリティ委員会による社内モニタリング及び内部監査担当部署が定期的実施するセキュリティ監査により、上記の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況を検証し、問題点を改善する。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

6. 重要書類に関して規定する個別の社内規程、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティスタンダードを必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 主要業務に関するリスク管理規程を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎的リスクを計数的に把握する。
2. 自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月開催される取締役会に報告する。
3. 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
4. その他のリスク全般についてコンプライアンス担当部署が管理を行うほか、個別案件の与信管理については与信管理担当部署、システムリスク管理についてはリスク管理担当部署が専門に対応する。
5. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 高度な専門性を備えた取締役で取締役会を組織する。取締役会は原則として毎月1回の定時及び臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
2. 取締役会とは別に、必要に応じて随時開催される経営会議を設置し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行う。
3. 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、業務執行取締役の職責を明確化し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
4. 経営計画の進捗状況について、定時又は臨時の取締役会あるいは経営会議において報告を行う。
5. 業務効率の向上を図るため、顧客との間の取引、顧客管理、社内の情報管理等に合理的なシステム化を行い、不断の改善活動に努める。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

1. 当社は、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会の運営を補助すべき使用人を配置する。
2. 監査等委員会は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査担当部署に協力を求めることができ、内部監査担当部署はこれに応じることとする。

(6) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会は、前項の使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。
2. 前項の使用人が他の業務を兼務している場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
 2. 内部管理統括責任者は、当社のコンプライアンス状況を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
 3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を利用し、監査等委員会に匿名で報告をすることができる。
 4. 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）にその理由の開示を求めることができる。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監査を行う。
 2. 監査等委員会は、コンプライアンス担当部署及び内部監査担当部署と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握することができる。
 3. 監査等委員会は、内部監査担当部署から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて内部監査担当部署に対して具体的指示を行うことができる。
 4. 監査等委員会は、会計監査人と定期的な意見及び情報の交換を行う。
 5. 監査等委員会は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

1. 当社は、取締役、代表取締役と内部管理統括責任者との緊密な連携を土台として、各部署のコンプライアンス及び内部管理に対して第一次的責任を負う者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しております。コンプライアンス・オフィサー会議を毎月実施することにより、コンプライアンス上の課題を共有し、必要に応じてその対応について協議を行いました。コンプライアンス・オフィサーは、部署員に対して、当該課題につき理解・浸透を図っております。
2. 当社役職員に対して年1回倫理コードやコンプライアンスに関する研修を行い、必要な知識を習得することによりコンプライアンス意識の向上を図りました。
3. 取締役会において半期に一度コンプライアンス体制を有効に機能させるためのコンプライアンス・プログラムを策定し、また、その実施状況につき、内部管理統括責任者が報告しております。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

4. 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

1. 金融商品に係る市場リスク、信用リスクに関して財務担当部署が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行い定量的に把握しております。
2. 自己資本規制比率に影響するリスク管理状況については、毎月の取締役会において、担当取締役が報告しております。
3. 社内で発生した事故、システム障害等については、適宜処理するとともに、事後的に原因の究明や再発防止策の立案を行い、その内容を取締役会等に報告しております。また、内部監査担当部署が再発防止策の実施状況等の確認を行っております。
4. 不測の事態が発生し、通常の事業継続が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を計17回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外取締役を交え建設的な議論を行い、その内容につき決定しました。決定された事案は、担当取締役等が中心となり速やかに実行しました。また、経営会議を原則として毎週開催し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行っております。

取締役会では、適宜取締役のそれぞれの担当業務について業務執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。

(4) 監査等委員会監査の実効性の確保

1. 監査等委員会は、取締役会等重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また、当事業年度において内部監査担当部署との会合を5回（内1回は、会計監査人同席の三様監査会議）行い、内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況等についての説明及び報告を受けるとともに、年度内部監査計画についての協議を行い、必要に応じて、具体的指示を行いました。
2. 監査等委員会は、当事業年度において会計監査人との会合を14回（内1回は、内部監査担当部署同席の三様監査会議）行い、監査計画の概要、監査重点項目、監査上の主要な検討事項（KAM）、監査結果及び会計監査人が把握したリスクの評価等についての報告を聴取し、意見及び情報の交換を行うことにより、会計監査人と緊密な連携を図りました。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法
 - (1) トレーディング商品に属する有価証券等
 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。
 - (2) トレーディング商品に属さない有価証券等
 その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
 - ③ 投資事業有限責任組合等への出資
 持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10年～15年、器具備品5年であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

4. 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5に基づく金額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

委託手数料

当社は、個人投資家を対象とした株式ブローキング事業を主たる事業としており、取引規程等に基づいて売買注文の市場への取次を履行する義務を負っております。当該履行義務は約定日に充足されることから、約定日時点（一時点）で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額

1,821百万円

(注) 繰延税金負債231百万円と相殺しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異に係る金額について、その回収可能性を慎重に検討したうえで計上しております。繰延税金資産の金額は、以後の各事業年度における将来減算一時差異の増減や、課税所得及び将来減算一時差異の規模の変化に伴い回収可能性の判断が変化することで、増減する可能性があります。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,273百万円
2. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。なお、信用取引の自己融資見返り有価証券を、信用取引借入金の担保として696百万円差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して25,454百万円差し入れております。
3. 差し入れている有価証券及び差し入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
 - (1) 差し入れている有価証券
 - ①信用取引貸証券 62,170百万円
 - ②信用取引借入金の本担保証券 42,982百万円
 - ③消費貸借契約により貸し付けた有価証券 41,683百万円
 - ④長期差入保証金代用有価証券 11,941百万円
 - ⑤差入証拠金代用有価証券 9,029百万円
 - (2) 差し入れを受けている有価証券
 - ①信用取引貸付金の本担保証券 310,125百万円
 - ②信用取引借証券 10,715百万円
 - ③消費貸借契約により借り入れた有価証券 48,682百万円
 - ④受入保証金代用有価証券 746,908百万円
 - ⑤受入証拠金代用有価証券 4,599百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 259,264,702株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 1,970,709株
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,144	20.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月26日 取締役会	普通株式	5,145	20.00	2023年9月30日	2023年11月24日



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,146	20.00	2024年3月31日	2024年6月24日

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 50,400株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、金融商品取引責任準備金、貸倒引当金超過額、未払事業税であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人投資家を対象とした株式等委託売買業務を主たる事業としており、その一環である信用取引を提供するため、貸付金の増減に対応した経常的な資金調達について金融機関からの借入金を中心に対応するほか、必要に応じて社債の発行等を行います。

一方、顧客から受け入れた預り金や受入保証金については、「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等で管理しております。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しております。

また、トレーディング業務として、外国為替証拠金取引において利益獲得を目的とするディーリングを行っております。その他のトレーディング業務については、顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として、利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。

その他、顧客の信用取引の売建に伴う貸株等のために他の金融機関等から有価証券を借り入れているほか、信用取引融資に伴う自己融資見返り有価証券や顧客からサービスの一環として借り入れた有価証券を他の金融機関等に貸し付けております。なお、顧客から借り入れた有価証券は、他の顧客の信用取引の売建に伴う貸株等にも利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の主な金融資産は、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託（預託金に含まれます）と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。一方、信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。当社の主な金融負債は、預り金、受入保証金及び短期借入金です。

顧客分別金信託は、安全性を重視してコールローンや短期の定期預金及び受託信託銀行への銀行勘定貸を中心に運用しておりますが、運用先の信用リスクに晒されております。また、国債等有価証券で運用する場



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

合においては、時価の変動リスクにも晒されます。

信用取引貸付金は、顧客からの担保を受け入れておりますが、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金等（その一部は米国株取引サービスの提供等のために外貨で行う場合があります）による調達資金には、資金繰り上の問題が発生し、支払期日に返済を実行できなくなる流動性リスクが存在します。

信用取引負債は、信用取引貸付金に充当するために証券金融会社から調達した信用取引借入金と、顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額である信用取引貸証券受入金です。

有価証券担保貸付金は、顧客や他の金融機関等からの有価証券の借り入れに伴い差し入れた担保金（借入有価証券担保金）、有価証券担保借入金は、他の金融機関等への貸し付けに伴い受け入れた担保金（有価証券貸借取引受入金）です。

短期差入保証金は、主として顧客へのサービス提供のために他の金融機関等に差し入れた担保金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

なお、米国株取引サービスについては、外貨建ての資産（信用取引貸付金・短期差入保証金等に含まれます）の合計を外貨建ての負債（顧客からの預り金・受入保証金・短期借入金等に含まれます）の合計に概ね相当させることで、為替変動リスクを概ね相殺することとしております。

その他有価証券は、主として投資事業有限責任組合への出資及び投資信託等であり、組み入れられた株式等の発行体の信用リスクや、当該株式等の時価の変動リスク（為替変動リスクを含みます）に晒されております。

金融資産及び金融負債のデリバティブ取引は、主として外国為替証拠金取引の評価損益相当額です。当社は、顧客に対する外国為替証拠金取引サービスの提供とそれに伴う利益獲得を目的として、顧客との間で外国為替証拠金取引を行う一方、その為替変動リスクを制御するために、カウンターパーティーと外国為替証拠金取引を行っております。なお、顧客との取引で発生したポジションにつき、カバー取引を行わない範囲については、ポジションを保有するリスクが発生するため、為替変動リスクに晒されておりますが、原則として、各営業日の取引終了時点における顧客のポジションについては、すべてカバーすることとしています。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の各種リスクに関する管理体制は社内規程で明確化するとともに、市場リスク、信用リスクに関して財務担当部署が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行うことで定量的に把握しており、その状況は取締役会に毎月報告されております。また、ディーリング等におけるリスク限度額も社内規程で定めております。

信用取引に関するリスクに関しては、個別顧客への与信状況のほか、当社全体としての建玉状況の管理や個別銘柄の流動性状況等の監視を与信管理担当部署で行っております。

外国為替証拠金取引に係るトレーディングに関しては、社内規程等に基づき、原則として事前に設定されたアルゴリズムに基づくカバー取引・マリー取引・その他のディーリングを行うことで為替変動リスクの制御に努めております。

調達資金の返済における流動性リスクに関しては、信用取引貸付金の水準や株式等委託売買業務に伴う資金の受け払い等を踏まえ、財務担当部署において、顧客分別金信託等の管理と合わせて資金繰りの管理を行っております。

また、複数の金融機関と当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結することで、資金調達の安全性を確保しております。



・ 第108期事業報告

・ 計算書類

➤ 個別注記表

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) トレーディング商品及び投資有価証券	7,055	7,055	—
①デリバティブ取引	4,614	4,614	—
②その他有価証券	2,441	2,441	—
資産計	7,055	7,055	—
(1) トレーディング商品	979	979	—
デリバティブ取引	979	979	—
負債計	979	979	—

(注) 1. 「現金・預金」、「預託金」、「金銭の信託」、「信用取引資産」、「有価証券担保貸付金」、「信用取引負債」、「有価証券担保借入金」、「預り金」、「受入保証金」、「短期借入金」については、現金であること、又は通常短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 「(1) トレーディング商品及び投資有価証券 ②その他有価証券」のうち投資信託等については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなしております。

(注) 3. 市場価格のない株式等は、「(1) トレーディング商品及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	149

(注) 4. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は4,059百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) トレーディング商品	—	4,614	—	4,614
デリバティブ取引	—	4,614	—	4,614
資産計	—	4,614	—	4,614
(1) トレーディング商品	—	979	—	979
デリバティブ取引	—	979	—	979
負債計	—	979	—	979

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

外国為替証拠金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす投資信託等については含めておりません。当該投資信託等の貸借対照表計上額は2,441百万円であります。

①期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

	金額(百万円)
期首残高	—
当期の損益または評価、換算差額	
損益に計上	—
繰延税金負債	135
その他有価証券評価差額金	306
購入、売却、償還	
購入	2,000
売却	—
償還	—
投資信託等の基準価額を時価とみなすこととした額	2,441
投資信託等の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	2,441

②貸借対照表日における解約又は買戻し請求に関する制限の内容ごとの内訳は以下の通りであります。

	解約基準日が限定されており、その間隔が長期のもの(百万円)
その他有価証券 投資信託等	2,441

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。



・第108期事業報告

・計算書類

➤ 個別注記表

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	オンライン証券取引サービス
顧客との契約から生じる収益	20,390
受入手数料	20,390
委託手数料	19,368
株式・受益証券等	18,303
先物・オプション取引	1,065
その他	1,022
その他の収益	19,816
金融収益	16,660
トレーディング損益	3,157
営業収益	40,207

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 295円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 38円06銭 |